

鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第9号

鈴鹿峠自然の家条例の一部を改正する条例

鈴鹿峠自然の家条例（平成17年亀山市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の1 施設使用料の表中「1 施設使用料」を削り、同表ブールの項を削り、別表の2 物品使用料の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。